

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下記の都市計画の変更に関する案の作成について公聴会を開催するので、静岡県都市計画公聴会規則（昭和44年静岡県規則第55号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月11日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類及び名称

中遠広域都市計画道路 3・4・41号浅岡岡山線

2 公聴会において意見を聞こうとする原案の概要

効率的・効果的な道路ネットワークを構築するため、都市全体としての都市計画道路の配置や規模に関する再検証を行った結果、都市計画道路3・4・41号浅岡岡山線の延長を1,340mから470mに変更し、名称を浅羽岡山線に改める。

3 公聴会の日時、開催場所及び公述申出締切日

日時	令和2年9月25日（金）午後1時30分から
開催場所	袋井市役所3階 301会議室 （袋井市新屋一丁目1番地の1）
公述申出 締切日	令和2年9月18日（金）午後5時15分必着

4 原案の閲覧場所

静岡県交通基盤部都市局都市計画課（静岡市葵区追手町9番6号）

袋井市都市建設部都市計画課まちづくり計画室（袋井市新屋一丁目1番地の1）

原案の概要は、静岡県交通基盤部都市局都市計画課のホームページで閲覧可

ホームページアドレス <https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-510a/01-0kouchoukai.html>

5 公述の申出手続

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、別紙に意見の要旨及びその理由を記載したものを添付して、静岡県交通基盤部都市局都市計画課に郵送又は持参にて提出すること。

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席して、事前に提出した書面の内容に準拠して意見を述べることができる。ただし、同種の意見を有する者が多い場合は、人数及び時間を制限することがある。

※公述申出書の様式は、上記の都市計画課ホームページでダウンロードできる。

6 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日会場に直接来場するものとし、先着順に会場の定員まで受け付ける。

7 公聴会の中止

公述申出期間に公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。公聴会開催の有無については、令和2年9月23日（水）以降に下記9に問い合わせのこと。

8 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

(1) 公聴会の開催の中止及び開催方法の変更

今後の感染拡大状況等をふまえて、公聴会の開催中止又は開催方法の変更を行う場合がある。

(2) 開催する場合の感染予防への配慮

公述人及び傍聴者には、マスクの着用及び入室時のアルコール消毒に御協力いただく。

9 問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課

(〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話番号 054-221-3062)

公述申出書

次の都市計画の原案に対し下記のとおり意見を述べたいので申し出ます。

1 都市計画の種類及び名称

中遠広域都市計画道路 3・4・41号浅岡岡山線

公述申出日 令和 年 月 日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太 様

記

公述申出者 住 所
電話番号
(ふりがな)
氏 名

2 代理人による意見陳述の有無

有 無	有の場合、その理由
有・無 ※どちらかを ○で囲む	

代 理 人 住 所
電話番号
(ふりがな)
氏 名

3 文書による意見陳述（職員代読）の有無

有 無	有の場合、その理由
有・無 ※どちらかを ○で囲む	

4 意見の要旨、理由 別紙のとおり

5 意見を述べるのに要する時間 約 分

注意点「意見の要旨、理由」の記載要領

- (1) 要旨、理由は800字以内にまとめてください。
- (2) 楷書で明瞭に記入してください。
- (3) 意見を述べるのに要する時間については、文書による意見の提示の場合も記入してください。